岸和田市告示第310号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更したい旨の届出があったので、同条第３項により準用する第５条第３項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、法第８条第２項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに岸和田市長に意見書を提出する事ができる。

令和８年10月９日

岸和田市長　　佐野　英利

１　届出の概要

(1) 変更した事項

駐輪場、荷さばき施設及び廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 別紙１のとおり

(変更後) 別紙２のとおり

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ東岸和田

岸和田市土生町四丁目4406番　ほか

(3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア　芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目１番地１

代表取締役　織田　寛明

イ　株式会社タチバナ

岸和田市土生町二丁目30番22号

代表取締役　橘　喜壽

２　届出年月日

令和８年９月10日

３　届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

告示の日から４月間（当該期間から岸和田市の休日を定める条例（平成２年条例第23号）第１条第１項各号に規定する休日を除く。）における午前９時から午後５時30分まで

(2) 縦覧の場所

ア　インターネットの利用による縦覧

岸和田市の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

(https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-daitentodokede.html)

イ　書面による縦覧

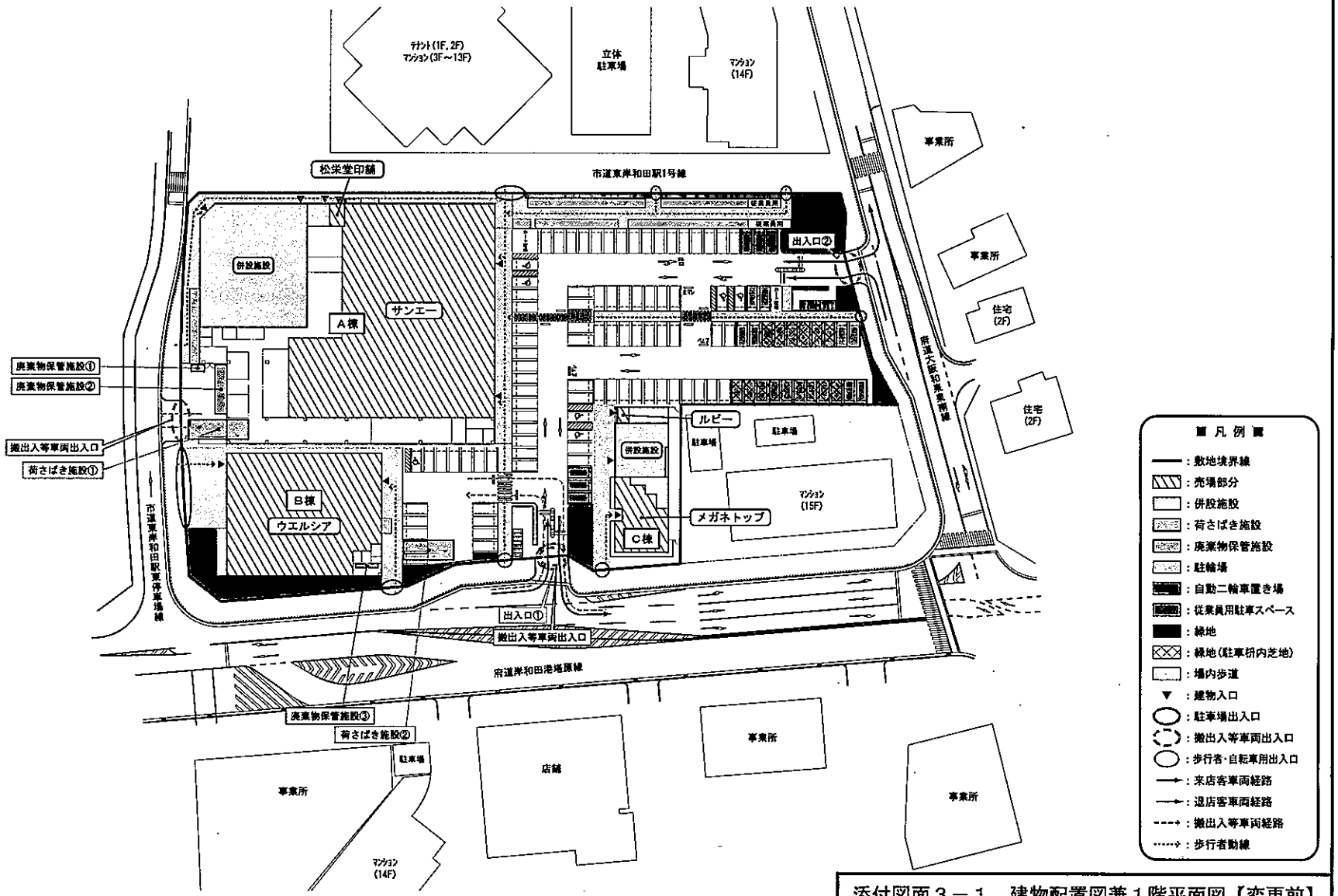
岸和田市岸城町７番１号　岸和田市魅力創造部産業政策課

4　意見書の提出先

〒596-8510　岸和田市岸城町７番１号　岸和田市役所別館４階

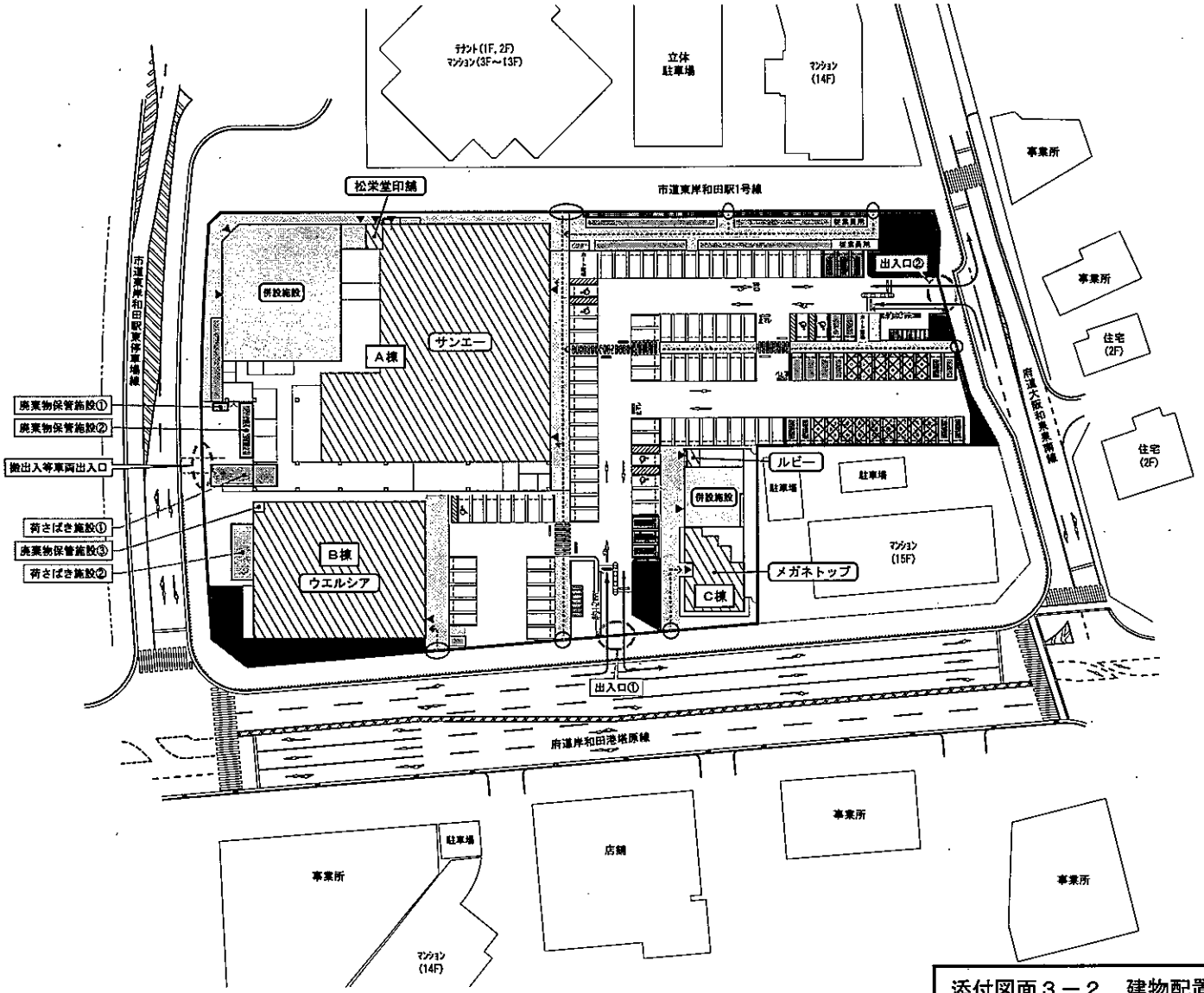
岸和田市魅力創造部産業政策課

電話　072(423)9485



添付図面３－１　建物配置図兼１階平面図【変更前】

S=1：800



添付図面３－２　建物配置図兼１階平面図【変更後】

S=1：800